

第96期中(平成18年度中間期)資産の査定について

中間資産査定等報告書

(平成18年9月末現在)

平成18年9月30日現在の資産査定等の状況は以下のとおりであります。

(単位：億円)

債権の区分	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	305
危険債権	615
要管理債権	446
正常債権	51,459
合 計	52,826

(注) 1.債権のうち、外国為替、未収利息、及び仮払金につきましては、資産の自己査定基準に基づき、債務者区分を行っているものを対象としております。
2.決算後の計数を記載しております。
3.単位未満は四捨五入しております。

【破産更生債権及びこれらに準ずる債権】

自己査定における債務者区分「破綻先」及び「実質破綻先」に対する全債権。

【危険債権】

自己査定における債務者区分「破綻懸念先」に対する全債権。

【要管理債権】

自己査定における債務者区分「要注意先」のうち、債権毎の区分で「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権。

【正常債権】

上記に該当しない債権。

【対象債権】

貸出金・外国為替・未収利息・支払承諾見返・仮払金
貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合の
その有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る)